

奈良県職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十三号

奈良県職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県職業訓練の基準等に関する条例（平成二十四年七月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第五条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第六条第一項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。